

保管物件の返還について(Q&A)

沖縄地区税関

Q1：通貨、証券等返還について説明して下さい。

終戦後海外から引揚者については、一定限度額(一般人1,000円、軍人は将校500円、下士官以下200円)を超える通貨、証券等は国内持込が禁止されていました。

このため上陸港の税関で保管し、又は在外公館等で寄託された物件が本邦に送還され税関に引き継がれました。

Q2：いつからこのような返還を行っているのか。

昭和28年8月31日「外国為替及び外国貿易管理法」が改正され、保管中の通貨、証券等について全面的に輸入禁止が解除されたことから、同年9月1日から返還業務を開始し現在に至っています。

Q3：返還の手続き方法は。

現物が保管されていれば、預り証を提出いただき返還しています。預り証が無い場合でも、他の書類等で本人又はその家族であることが確認できれば返還しています。

Q4：これまでどれくらい返還されたのか。

全国で約17万人分(物件数約47万件)が返還されていますが、まだ約27万人分(物件数約87万件)が残っています。

また、沖縄においても平成13年から現在に至るまで11件の返還事例があります。

Q5：沖縄関係者も残っているのか。

はっきりとした数はわかりませんが、横浜税関に保管されているもののうち、「大城」「金城」「宮城」「比嘉」「新垣」名で約600件の保管があります。

Q6：どのようなものが保管されているのか。

- (1)通 貨：旧日本銀行券、旧日本軍軍票等
- (2)証券類：国債、公社債、郵便貯金簿、預金証書、生命保険証書等
- (3)その他：医師免許証、運転免許証、卒業証書、成績表等が保管されています。

問合せ先

沖縄地区税関 総務課 098-996-5506

税関相談官 098-863-0099